

診断書・意見書

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「じん臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載にとどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

(2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「1 じん臓機能」について

障害程度の認定の指標には、内因性クレアチンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。

なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法実施直前の検査値を記入する。

イ 「3 臨床症状」について

項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれを裏付ける所見を必ず記述する。

ウ 「4 現在までの治療内容」について

透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん臓移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。

エ 「5 日常生活の制限による分類」について

日常生活の制限の程度（(1)～(4)）は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるため、該当項目を慎重に選ぶ。

日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。

(1)……非該当

(2)……4級相当

(3)……3級相当

(4)……1級相当

○ 「慢性腎不全透析導入基準（案）による評価表」について

透析導入時、血清クレアチニン濃度が基準を満たしていないが、上位等級に該当するという医師の参考意見があった場合は、道において、医師に対し「慢性腎不全透析導入基準（案）による評価表」（厚生省科学研究・腎不全医療研究班、1991）に必要な事項の記載を依頼する。

慢性腎不全透析導入基準（案）による評価表

患者氏名 _____

I 臨床症状

次の1～7のうち、該当する番号に○をつけてください。

- 1 体液貯留（全身性浮腫、高度の低タンパク血症、肺水腫）
- 2 体液異常（管理不能の電解質・酸塩基平衡異常）
- 3 消化器症状（悪心、嘔吐、食思不振、下痢など）
- 4 循環器症状（重篤な高血圧、心不全、心包炎）
- 5 神経症状（中枢・末梢神経障害、精神障害）
- 6 血液異常（高度の貧血症状、出血傾向）
- 7 視力障害（尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症）

評 価	点 数
○が3個以上（高度）	30点
○が2個（中等度）	20点
○が1個（軽度）	10点

(I) 点

II 腎機能

血清クレアチニン濃度 (mg/dl)	クレアチニンクリアランス値 (ml/分)	点 数
8以上	10未満	30点
5～8未満	10～20未満	20点
3～5未満	20～30未満	10点

※12歳以上は血清クレアチニン濃度を適用

(II) 点

III 日常生活障害

評 価	点 数
尿毒症のため起床できない（高度）	30点
日常生活が著しく制限される（中等度）	20点
通勤、通学あるいは家庭内労働が困難となった場合（軽度）	10点

(III) 点

IV その他

年少者（10歳未満）又は高齢者（65歳以上）又は全身性血管合併症がある	10点
-------------------------------------	-----

(IV) 点

(I) + (II) + (III) + (IV) 合計

点

その他参考所見

